

第4章 施策展開

1 発生の予防		
中柱	小柱・施策	ページ
(1) 普及啓発の推進	① 学校教育（青少年）への推進	37
	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	38
	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	38
	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	38
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	38
	P T A活動のためのハンドブックによる啓発	38
	② 県民への推進	39
	アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発	40
	酒害予防講演会（依存症公開講座）の実施	40
	家庭教育推進事業	40
	労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発	40
	依存症に関する普及啓発	40
	アルコール関連問題啓発週間の取組み	41
	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供	41
(2) こころの健康づくり	① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	42
	メンタルヘルス講演会の開催	42
	職場のハラスメント対策等	42
	職域研修会における相談窓口の周知	43
	働く人のメンタルヘルス相談の実施	43
	② 地域におけるこころの健康づくりの推進	44
	こころの電話相談	44
	精神保健福祉普及相談事業	44
	いのちのほっとライン@かながわ	44
	Twitter 等広告事業	45
	女性電話相談室	45
	かながわひとり親家庭相談 L I N E	45
	かながわ子ども・若者総合相談事業	45
	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業	45
	③ 学校におけるこころの健康づくりの推進	46
	スクールカウンセラー配置活用事業	47
	スクールソーシャルワーカー配置活用事業	47
	県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業	47
	教職員向け研修会への講師派遣	47
	S O S の出し方に関する教育の推進	47
	地域連携による高校生のこころサポート事業	48

1 発生の予防		
中柱	小柱・施策	ページ
(3) 不適切な飲酒への対策	① 二十歳未満の者や妊産婦に対する対策	49
	二十歳未満の者の飲酒をなくすための取組み	49
	妊産婦の飲酒をなくすための取組み	50
	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	50
	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	50
	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	50
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】	50
	P T A活動のためのハンドブックによる啓発【再掲】	50
	酒害予防講演会（依存症公開講座）の実施【再掲】	51
	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施	51
	② 販売、提供への対策	52
	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施【再掲】	52
	社会環境実態調査の実施	52
	関係業界団体との協働の取組みの推進	53
	③ 飲酒運転防止に係る対策	54
	飲酒運転根絶運動	54
	飲酒運転根絶強化月間の取組み	54
	各種キャンペーンや事業所等を対象とした交通安全講話の実施	55
	ハンドルキーパー運動の周知と促進	55
	自動車教習所における周知	55

(1) 普及啓発の推進

① 学校教育（青少年）への推進

【現状】

- ・ 県内での飲酒による補導人数^{※1}は、これまで横ばい状態でしたが、令和3年度は令和2年度に比べて576人の増加となっています。
- ・ 調査^{※2}では、青少年喫煙飲酒防止条例の周知度は5割程度となっています。
- ・ 県立学校では、保健等の授業の中で、飲酒等が健康に及ぼす影響について扱っています。
- ・ 平成8年度に、関係機関による「神奈川県学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進協議会」を設立し、児童生徒の飲酒等を防止するための検討を行い、効果的・総合的な対策を推進しています。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座で、専門家の講義を通じて、学校・家庭・地域等に啓発を行っています。
- ・ P T A会員向けに作成している「P T A活動のためのハンドブック」に、「飲酒に関する問題」を掲載し、毎年各関係機関に配付するとともに、県教育委員会のホームページにアップし、ダウンロードして活用できるようにしています。

【課題】

- ・ 飲酒による補導人数は近年増加がみられます。
- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例の周知度が5割程度となっていることから、より効果的な普及啓発活動を行う必要があります。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一つとして、二十歳未満の者への飲酒の防止教育を実施しています。喫煙・飲酒・薬物の乱用は複合的に起こることから、早い段階での未然防止が必要です。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する正しい知識の習得と「乱用は絶対に許さない」という意識の高揚、喫煙・飲酒・薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さや、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることが必要です。
- ・ 県教育委員会が主催するP T A対象の研修会等では、毎年新たな加入者もいることから「P T A活動のためのハンドブック」について繰り返し紹介、周知するとともに、積極的な活用を呼びかけることが必要です。

※1 県警察調査「少年非行の概要」不良行為少年補導状況による

※2 青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査（令和4年3月実施）

【施策】

◇ 保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発

青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配付し、啓発に取り組みます。

◇ 県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発

青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。

また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」及び「子供・若者育成支援強調月間（11月）」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。

◇ 関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発

関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。

◇ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。

◇ P T A活動のためのハンドブックによる啓発

児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、P T Aの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「P T A活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。

② 県民への推進

【現状】

- ・ アルコール健康障害に関する一般向け、女性向けの２種類のリーフレットを作成し、各地域の相談窓口や研修会等で配付したり、県ホームページにアルコール依存症についての情報を提供し、理解の促進に努めています。
- ・ アルコール依存症への理解促進のための、アルコール健康障害に関する講演会を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大下では一時休止しています。
- ・ 子どもの「生きる力」を培う家庭の教育力を充実させ、保護者に必要な情報を提供するため、中学１年生の保護者に配付している「家庭教育ハンドブック すこやか」の中で、飲酒の危険性等も掲載しています。
- ・ 精神障害による労災認定請求件数、支給決定件数は増加しており、近年社会問題となっている長時間労働等により、心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加していると考えられます。
- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の必要性については認識が高まっており、労働安全衛生法の改正等によりメンタルヘルス対策の充実が図られています。

【課題】

- ・ 不適切な飲酒が及ぼす健康障害に対する県民の関心と理解をさらに深める必要があります。
- ・ 将来のアルコール健康障害の発生を予防するために、若い世代に対しての普及啓発を効果的に行う必要があります。
- ・ 女性は、男性より血中濃度が高くなりやすいといわれており、特有の飲酒リスクがあるので、女性に対しての普及啓発を効果的に行う必要があります。
- ・ 子育てに関し悩みや不安を抱える保護者に向けて、飲酒問題などの様々な視点から家庭教育に関する情報提供を行うなどの支援をする必要があります。
- ・ 職場のメンタルヘルス対策の一つとして、アルコール関連問題についての理解を進めるための普及啓発を行い、適切な相談窓口へつないでいく必要があります。

【施策】

◇ アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発

各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関連するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

◇ 酒害予防講演会（依存症公開講座）の実施

県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。

特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取組みを実施します。

◇ 家庭教育推進事業

家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、「家庭教育ハンドブック すこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。

◇ 労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発

かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配付し、啓発に取り組みます。

◇ 依存症に関する普及啓発

アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。

また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につながるきっかけづくりの取組みを進めます。

さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ※¹等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。

※1 屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。（一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム ホームページ参照）

◇ アルコール関連問題啓発週間の取り組み

国が定める「アルコール関連問題啓発週間（毎年 11 月 10 日から 16 日）」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。

◇ かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供

アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

(2) こころの健康づくり

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【現状】

- ・ アルコール依存症に至る背景には、ストレスなどのこころの問題があると言われており、依存症の発症防止にはメンタルヘルス対策も重要です。
- ・ 近年、長時間労働や職場でのハラスメント等により心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加し、これを原因とした過労死や過労自殺等が社会問題となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策が大きな課題となっていることから、労働者に対する相談等、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するためには、労働者自身の努力だけでなく、事業主に対して、法定のストレスチェックの実施やハラスメントの防止等の職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を普及啓発することが必要です。
- ・ また、企業の中間管理職や監督者等が、従業員のメンタルヘルスについて理解を深める取組みが必要です。

【施策】

◇ メンタルヘルス講演会の開催

事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。

◇ 職場のハラスメント対策等

職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。

◇ 職域研修会における相談窓口の周知

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。

◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施

かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることにより、労働者のアルコール問題を解決に導く取り組みを行います。

② 地域におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

- ・ アルコール依存症に至る背景にはストレスなどのこころの問題があると言われており、依存症の発症防止にはストレスを一人で抱えず、適切な相談につなげることが大切です。そこで、精神保健福祉センターや保健福祉事務所・センター等様々な相談機関で相談支援を行っています。
- ・ また、若い世代など電話相談にハードルを感じる方が利用しやすいようＬＩＮＥを活用した相談支援も行っています。

【課題】

- ・ 「こころの電話相談」やＬＩＮＥ相談は、孤立を防ぎ、自殺の予防を図ることを目的に、広くこころの健康に関する相談を実施していますが、一人でも多くの方が利用できるよう継続して取り組む必要があります。
- ・ 地域におけるこころの相談機能の充実を図るために、保健福祉事務所・センターでは、こころの健康相談等、電話や来所による相談支援や訪問支援等について、更に取り組むことが必要です。

【施策】

◇ こころの電話相談

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

◇ 精神保健福祉普及相談事業

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ いのちのほっとライン@かながわ

若年層を中心に幅広く利用されているＬＩＮＥを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ Twitter 等広告事業

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

◇ 女性電話相談室

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。

◇ かながわひとり親家庭相談 L I N E

毎週火曜日、木曜日、土曜日の14 時から21 時に相談できる L I N E 相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。

◇ かながわ子ども・若者総合相談事業

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

③ 学校におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

- ・ 依存症に陥る背景にはこころの問題があると言われるため、学校教育においてもその心理的ストレスの原因を知り対処の仕方を身につける取組を進めることが大切です。また、家庭を含む児童・生徒の置かれた環境に起因する課題も考えられます。そこでスクールカウンセラー※¹、スクールソーシャルワーカー※²、スクールメンター※³を配置し、児童・生徒及び保護者の相談等を行っています。

【課題】

- ・ 児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーとも連携して教職員に対して、ストレス対処法等について、正しい理解や知識を更に普及していくことが必要です。
- ・ また、児童・生徒が自身のこころの問題に気づき対処するためのこころの健康づくりや「SOSの出し方に関する教育」を実施する際には、保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材を活用することで児童・生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になりうることを直接伝えることができ、家庭への支援も可能となります。このように、学校と地域が連携・協力した取組みを推進することが求められています。
- ・ さらに、二十歳未満の者の飲酒については、脳の萎縮や第2次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクの高まりなど、心身の発育への影響が指摘されており、アルコール依存症の正しい知識やギャンブル、薬物などの他の依存症とも共通するこころの問題やその対処方法等について普及を進める必要があります。

※1 スクールカウンセラーは、臨床心理士等の心理の専門家であり、こころの悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して、相談や助言を行っています。

※2 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識や技術を有する専門家であり、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っています。

※3 スクールメンターは、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行っています。

【施策】

◇ スクールカウンセラー配置活用事業

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置します。

また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないスクールカウンセラーへの指導・助言を行います。

◇ スクールソーシャルワーカー配置活用事業

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。

◇ 県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業

いじめ、不登校、自殺（自傷行為）等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行います。

◇ 教職員向け研修会への講師派遣

教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組みます。

◇ SOSの出し方に関する教育の推進

保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。

また、総合教育センターで実施している「24 時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。

◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業※¹

本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。

※1 地域連携による高校生のこころのサポート事業では、高等学校が地域の関係機関と連携し、安定した学校生活を支援するため、生徒のこころのサポートや自殺予防を推進します。

(3) 不適切な飲酒への対策

① 二十歳未満の者や妊産婦に対する対策

【現状】

- ・ 二十歳未満の者の飲酒の割合及び妊娠中の飲酒の割合 0 %を目指し、県民、関係団体等が一体となって様々な取組みを推進しています。
- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について、関係店舗に立入調査を行い、購入者等の年齢確認の状況について確認しています。
- ・ 調査※¹では、民法の一部改正により、成年年齢が 18 歳に下げられても、喫煙・飲酒ができる年齢は引き続き 20 歳であることについて「知らなかった」と回答した保護者が 3 割程度います。
- ・ 本県の二十歳未満の飲酒割合は、男子 16.1%、女子 13.9%、妊娠中の飲酒割合は、1.5%という状況です。

【課題】

- ・ 二十歳未満の者の飲酒は、脳の萎縮や第 2 次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクの高まりなど、心身の発育への影響が指摘されていることから、情報提供等を行い、なくしていく必要があります。
- ・ 妊娠中の飲酒は、妊婦自身の合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児性アルコール症候群等を引き起こすとされていることから、なくしていく必要があります。
また、出産後もアルコールを飲用していると、アルコールが母乳に入り、乳児の発達を阻害するため、飲酒をなくしていく必要があります。
- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例について、幅広く周知を行い、それに基づく取組みをさらに促進する必要があります。

【施策】

◇ 二十歳未満の者の飲酒をなくすための取組み

二十歳未満の者の飲酒は、特に身体に与える影響が大きいことから、イベント等において、啓発媒体を活用した普及啓発を実施します。

※ 1 青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関する WEB 調査（令和 4 年 3 月実施）

◇ 妊産婦の飲酒をなくすための取組み

妊娠中及び授乳中の飲酒は、胎児や乳児等の身体に与える影響が大きいことから、市町村が行う母子保健事業の中で正しい知識の普及や保健指導等の取組みを支援していきます。

◇ 保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】

青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。

◇ 県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】

青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。

また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」及び「子供・若者育成支援強調月間（11月）」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。

◇ 関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】

関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。

◇ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】

児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。

◇ P T A活動のためのハンドブックによる啓発【再掲】

児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、P T Aの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「P T A活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。

◇ 酒害予防講演会（依存症公開講座）の実施【再掲】

県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。

特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取り組みを実施します。

◇ 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施

青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取り組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に年齢識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。

② 販売、提供への対策

【現状】

- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について、関係店舗に立入調査を行い、購入者等の年齢確認の状況について確認しています。
- ・ 酒類の自動販売機に年齢識別装置の設置を促しており、年齢識別装置未設置の自動販売機を設置している事業者への指導を行っています。
- ・ 市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、カラオケ店、インターネットカフェ店等において「二十歳未満の者の喫煙飲酒禁止の表示」、「酒類自動販売機設置状況」等の基本データを収集する調査を実施しています。
- ・ 酒類販売時の年齢確認については、一定程度浸透が図られています。
- ・ 青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、青少年喫煙飲酒防止条例の趣旨を踏まえ、県と関係業界団体が協働で周知啓発等の取組みを進めるために青少年喫煙飲酒防止協働会議を設置し、連携して啓発活動を実施しています。

【課題】

- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例について、幅広く周知を行い、それに基づく取組みをさらに促進する必要があります。
- ・ 県と関係業界団体が協働で周知啓発等の取組みを進める必要があります。

【施策】

◇ 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施【再掲】

青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。

また、全ての酒類自動販売機に年齢識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。

◇ 社会環境実態調査の実施

市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、カラオケ店、インターネットカフェ店等において「二十歳未満の者の喫煙飲酒禁止の表示」、「酒類自動販売機設置状況」等の基本データを収集する調査を実施します。

また、その内容を踏まえて、酒類販売時の年齢確認が不十分な営業等の是正を図ります。

◇ 関係業界団体との協働の取組みの推進

青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、青少年喫煙飲酒防止条例の趣旨を踏まえ、県と関係業界団体が協働で啓発活動を実施します。

③ 飲酒運転防止に係る対策

【現状】

- ・ 悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を県民総ぐるみで展開しています。
- ・ 広報紙に飲酒運転の根絶を呼びかける記事等を掲載しています。
- ・ 飲酒運転による人身交通事故の発生件数は、近年増減を繰り返しながらも減少傾向で推移していますが、いまだに飲酒運転の根絶には至らず、多くの人が飲酒運転による交通事故の犠牲になっています。

【課題】

- ・ 飲酒運転者の中には、罪悪感（倫理や道徳を軽視）が低い者やアルコール依存症の疑いのある者もあり、根絶することが困難となっています。
- ・ 警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、着実に飲酒運転根絶に向けた対策に取り組んでいく必要があります。
- ・ 飲酒運転の根絶に向け、運転者自身に「飲酒運転をしない」ことを徹底させるとともに、家族、友人、飲食店関係者等にも「飲酒運転をさせない」という意識を持ってもらうなど、県民全体の飲酒運転根絶の気運を高める必要があります。

【施策】

◇ 飲酒運転根絶運動

県民の交通安全意識の向上と交通事故防止の徹底を図る県民総ぐるみの交通安全運動の年間運動の一つとして、飲酒運転根絶運動を展開します。飲酒運転根絶県民大会をはじめとするキャンペーンや広報誌を活用した広報啓発活動を実施するなど、飲酒運転を許さない社会づくりを進めます。

◇ 飲酒運転根絶強化月間の取組み

神奈川県交通安全対策協議会が、毎年12月に展開する「飲酒運転根絶強化月間」にあわせ、「飲酒運転根絶期間」として交通指導取締りをはじめとした街頭活動を強化するとともに、広報啓発活動及び交通安全教育を推進します。

◇ 各種キャンペーンや事業所等を対象とした交通安全講話の実施

啓発用DVDや各種統計資料等を活用して実施する安全講話のほか、飲酒体験ゴーグルを活用した疑似体験等を実施し、飲酒運転の危険性を訴えます。

◇ ハンドルキーパー運動の周知と促進

「ハンドルキーパー運動」※¹について、チラシやポスター等を活用して積極的な広報を展開するほか、酒類を提供する店舗等に対して運動促進の働きかけや、飲酒運転根絶に向けた指導を行います。

◇ 自動車教習所における周知

飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。

※1 「ハンドルキーパー運動」とは、「グループが自動車で飲食店などに行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに、飲食後、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という飲酒運転防止運動。